

第 24 号 議 案

長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(病院の従業者及び員数の基準) 第 5 条 法第21条第 1 項第 1 号の規定により条例で定める病院の従業者及びその員数の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 病床数100以上の病院にあつては、1 (5)及び(6) 略	(病院の従業者及び員数の基準) 第 5 条 法第21条第 1 項第 1 号の規定により条例で定める病院の従業者及びその員数の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1 (5)及び(6) 略

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第85号）の施行に伴い、医療法及び医療法施行規則に定める基準が改正されることにより、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。